

## 生駒市大型ごみ・燃えないごみ収集運搬、中間処理及び受付業務仕様書

### (業務の目的)

- 1 この仕様書は、生駒市一般廃棄物処理基本計画に基づき、本市が発注する生駒市大型ごみ・燃えないごみ収集運搬、中間処理及び受付業務（以下「本業務」という。）の履行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (対象業務)

- 2 本業務の対象は次のとおりとする。
  - (1) 大型ごみ・燃えないごみの収集申込受付業務
  - (2) 大型ごみ・燃えないごみの収集運搬業務
  - (3) 大型ごみ・燃えないごみの中間処理業務

### (受託者の責務)

- 3 受託者は、本業務の実施にあたっては本仕様書を遵守し、信義に従って誠実に業務を履行しなければならない。

### (契約期間)

- 4 契約期間は、契約締結の日から令和10年3月31日までとする。

### (業務期間)

- 5 業務期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までとする。

### (受付業務)

- 6 受付業務については以下のとおりとする。
  - (1) 受託者は、受付に必要なシステムを構築し、市民からのごみ回収の申込を電話及び24時間受付可能なウェブシステムで受け付ける。受付は1世帯あたり月に1回とし、1回の申込みにつき10点（袋で排出されるごみは1袋を1点とする。）を限度とする。電話での受付時間は月曜日から土曜日（年末年始、祝日を除く）の午前8時から午後4時までとし、受付電話番号は0743-85-5374とする。
  - (2) 受託者は、受付内容を保管し、市から情報提供の依頼があった場合は提供すること。
  - (3) 収集申込みの受付は、1日あたり250戸を上限とする。

### (大型ごみ・燃えないごみ収集運搬業務)

- 7 市内全域を対象に、受付業務により受け付けた大型ごみ・燃えないごみを、本市が指定する収集日、収集時間帯、収集地区等において収集運搬を行うこと。本市の指定する事項は次のとおりとする。
  - (1) 収集対象とする物  
収集するごみは、資料1のとおりとし、大型ごみ処理券又は受付番号（指定ごみ袋用）が表示されている紙が貼付されて排出されているごみとする。
  - (2) 収集場所

- ① 原則、戸別（玄関先の道路ぎわ）での収集とし、収集車が通れない場合や集合住宅などは、指定場所（ごみ集積場所等）での収集とする。ただし、狭隘道路のため本市が指定したものについては、収集車両が停車できる場所から少なくとも50m以内の場所までは収集に行くこと。
  - ② 申込者の収集時の立ち会いは不要とする。
  - ③ 収集の区域は、市内を12分割しており（資料2参照）、1地区につき月2回の収集を行うものとする。
  - ④ 各収集区域の地区構成及び収集曜日は変更することがある。
  - ⑤ 生駒市清掃センター（生駒市俵口町 2116-91。以下「清掃センター」という。）及び生駒市清掃リレーセンター（生駒市東生駒 1-583。以下「リレーセンター」という。）に保管されている大型ごみ・燃えないごみについても随時収集する。
- (3) 収集区域及び収集日
- 収集区域は市内全域とする。なお、日曜日、祝日及び12月29日から翌年1月3日までは収集を行わないものとするが、市の指定する日に振り替えるものとする。
- (4) 収集時間帯
- 収集は、午前8時以降に開始し、燃えるごみは、午後4時までに清掃センターへの搬入を終えること。
- (5) 搬入場所
- ① 大型ごみ（燃えるもの）  
収集運搬してきた大型ごみ（燃えるもの）の搬入の場所は、清掃センターとする。
  - ② 大型家電・大型金属・燃えないごみ  
収集運搬してきた大型ごみ（大型家電・大型金属・燃えないごみ）は、受託者が確保した作業場に搬入する。なお、搬入量については計量器で計測して把握すること。

#### (本業務の概要)

8 本業務の全体概要は以下のとおりである。

- (1) 受付業務については、電話及びその他の手段で市民からのごみ回収の申込を受け付ける。
- (2) 受託者は、市民から受け付けたごみを、次のとおり処理する。
  - ① 大型ごみ（燃えるもの）については清掃センターに搬入する。
  - ② 大型家電・大型金属・燃えないごみについては、受託者が確保した施設に搬入し、解体して、資源化物、燃えるごみ、燃えないごみに選別し、燃えるごみについては清掃センターに搬入し、不燃物については受託者が確保した施設に一時保管し、市の指定する場所に搬入する。なお、清掃センター及びリレーセンターに保管されている大型家電・大型金属・燃えないごみについても市の指示のもと定期的に収集し、同様の処理を行うものとする。
- (3) 清掃センターへの搬入は有料道路を通行するが、本業務に伴う通行料は本市が負担する。
- (4) 資源化物については受託者自らが適切に売却し、資源化する。

#### (事務所)

9 受託者は、生駒市内に事務所を置き、収集日の午前7時から午後4時まで連絡の取れる体制を整えること。

(収集運搬車両)

1 0 収集運搬車両については以下のとおりとする。

- (1) 受託者は、契約締結後、速やかに自己保有又は継続的に使用できる収集運搬車両を確保すること。
- (2) 使用する車両については、対人及び対物賠償金額が無制限の自動車保険（任意保険）に加入すること。
- (3) 受託者は収集運搬車両の車種及び登録番号を記載した書類並びに次に掲げる書類を提出すること。また、収集運搬車両は、本市が配布するステッカーを両側面に貼付すること。なお、予備車両を使用する場合も同様とする。また、契約期間中に生じた変更事項については速やかに届け出ること。
  - ① 自動車検査証（写し）
  - ② 自動車損害賠償責任保険証明書及び任意保険の証書（写し）
  - ③ 車両保管場所付近の写真及び見取り図
- (4) ごみが飛散し又は流出する恐れのない車両を使用すること。
- (5) 収集運搬車両の空車重量の測定、それに伴う書類を提出すること。

(収集運搬業務員)

1 1 収集運搬業務員については以下のとおりとする。

- (1) 受託者は、本業務を適正に履行するために必要な数の業務員を配置すること。なお、収集運搬作業は、収集運搬車両1台につき2人以上（運転手1人、収集運搬作業員1人以上）で行うこと。
- (2) 受託者は、契約締結後、収集運搬作業及び車両管理の責任者並びに収集運搬業務に従事する者の名簿及び配置計画を書面で本市に届け出ること。また、契約期間中に生じた変更事項については速やかに届け出ること。
- (3) 責任者は、正社員であって、業務員を統括し、業務内容に精通した者であること。
- (4) 運転手は、正社員であって、業務内容を十分に熟知し、適正に業務を遂行できる者であること。また、収集運搬車両の構造を十分に把握し、安全な操作ができる者であること。
- (5) 収集運搬作業員は、業務の遂行能力を有する者であること。
- (6) 各収集運搬車両に1名以上は、一般廃棄物収集運搬業務経験を有する正社員を配置すること。

(収集運搬車両保管場所)

1 2 収集運搬車両保管場所については以下のとおりとする。

- (1) 収集運搬車両保管場所は、運行前の点検、清掃に支障のない広さを有するものとし、洗車設備を設置する場合は、洗車及び汚水の処理について周囲に迷惑を及ぼさないこと。
- (2) 本市は、必要に応じて受託者が使用する機材を検査する。その結果、不備と認められたものについては、受託者は、本市の改善指示に従うこと。なお、これに伴う委託料の増額は認めない。

(収集運搬業務の内容)

- 1 3 受託者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条に定める収集及び運搬の基準、その他関連法令の規定によるほか、以下の作業実施基準を遵守すること。
- (1) 受託者は、収集場所の大型ごみ・燃えないごみを完全に収集し、かつ、収集場所の周囲の清潔保持に努めること。
  - (2) 収集作業員は、本市の委託業務であることを念頭において、市民に対して常に親切丁寧に応接すること。
  - (3) 収集漏れ、取り残し、収集後の後出しにより本市が収集を依頼した場合は、直ちに対応すること。
  - (4) 受託者は、業務を実施する場合において道路交通法を遵守すること。また、人、車両の通行を妨害しないように心掛け、運搬中は、収集物が散飛及び流出しないような処置を講じること。また、交通規制区域内通行に関しては、事前に警察署長の許可を得るものとし、安全運転に努めること。
  - (5) 交通事故、車両火災が発生した場合は、直ちに本市に報告すること。
  - (6) 受託者が市民から収集業務に関する苦情を受けたときは、受託者が誠意を持って対応するとともに速やかにその内容を本市に報告すること。

(中間処理業務の内容)

- 1 4 中間処理業務の内容は以下のとおりとする。
- (1) 受託者が収集又は清掃センター及びリレーセンターに集積されている家庭電化製品、50cc以下の単車、自転車等のごみ(家電リサイクル法に定められた商品を除く)を、受託者が確保した施設に搬入し、解体して、資源化物、可燃物、不燃物に選別する。
  - (2) マットレス、ソファー、チャイルドシート、傘等についても、解体して、資源化物、可燃物、不燃物に選別する。
  - (3) 選別後の可燃物についてはごみ袋(資源物等排出時に使用されたごみ袋)とそれ以外の可燃物に分別し、ごみ袋は本市の指示に従うこと。それ以外の可燃物は、清掃センターに搬入すること。
  - (4) 適正処理困難な物を含む不燃物については受託者が確保した施設に一時保管し、リレーセンターに搬入する。
  - (5) 鉄、廃家電等資源化物については受託者自らが適切に売却し、資源化する。
  - (6) 選別にあたり、可燃物、不燃物、資源化物中の異物の混入については極力その割合を下げよう努めること。また、資源化できるものは可能な限り資源化を行うこと。
  - (7) 中間処理施設については、廃棄物処理法や関連法令を遵守するとともに、飛散、流出及び地下に浸透する恐れのない施設とし、周辺的生活環境に影響を及ぼすことがないようにすること。また、引火・火災・爆発事故の防止に努めること。
  - (8) 中間処理施設に搬出入する収集運搬車両による交通事故を防止するため、安全管理に努めること。
  - (9) 受託者は、廃棄物処理法第21条第1項に定める技術管理者を置くこと。
  - (10) 受託者は、次に掲げる書類を書面(任意様式)で本市に提出すること。

① 中間処理施設の概要

② 施設管理及び中間処理作業の責任者並びに従事者名簿及び配置計画

- (1 1) 施設管理及び中間処理作業の責任者は、正社員であって、業務員を統括し、業務内容に精通した者であること。

(資源化物の売却益)

- 1 5 受託者が収集運搬業務で搬入した大型ごみ・燃えないごみの中間処理後の鉄くず、アルミガラ、雑線、長尺、廃家電等の売却益は、その種類に関わらず、以下に定める基準単価に実績に基づく数量を乗じ、毎月取りまとめて、翌月に本市に納入するとともに、実績報告書を提出する。なお、売却に要する費用が発生しても、別途費用は支払わない。

基準単価は、日本再生資源事業協同組合市況モニターの売却月の「鉄屑（2級）」の1kgあたりの全国平均単価から3円（運搬費相当額）を控除した額。

(本業務実施基準)

- 1 6 受託者は、廃棄物処理法施行令第3条に定める収集及び運搬の基準、その他関連法令の規定によるほか、以下の作業実施基準を遵守すること。
- (1) 受託者は、作業実施にあたり作業マニュアルを作成し、事前に本市の承認を得ること。
  - (2) 本市は、必要に応じ承認事項を取り消し、又は変更することができる。
  - (3) 受託者は、毎日の業務実績状況を作業日誌に記録し、その取りまとめた月別実績報告書を翌月に本市に提出すること。
  - (4) 受託者は、本業務の履行について交通事故、その他第三者に損害を及ぼしたときは、受託者において解決し、賠償しなければならない。
  - (5) 受託者は、本業務を第三者に委託してはならない。
  - (6) 受託者は、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
  - (7) 業務従事者の労務管理にあたっては、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法等の労働関係法規を遵守すること。
  - (8) 地震や風水害等の災害緊急時の収集作業については、本市の指示に従って業務を行うこと。
  - (9) 受託者は、本業務の履行について環境への負荷が少ない行動に努めること。

(市施策への協力)

- 1 7 受託者は、本市の一般廃棄物処理基本計画に掲げるごみ減量施策に協力するとともに、地域貢献や社会貢献に努めること。また、本市がごみ減量モデル事業を実施するにあたっては積極的に協力すること。

(社員研修)

- 1 8 受託者は、契約締結後から、分別、収集ルート等の研修、調査、選別等中間処理の研修を受託者の負担で行い、令和5年4月1日から適正に収集業務を行うことができるようにすること。

(その他)

- 1 9 業務の引き継ぎ

受託者は、契約期間の終了に際しては、次年度受託者に対し、本市の指示に基づき、速やかに業務の引継ぎを行うこと。

## 2 0 委託業務内容の変更

本市は、一般廃棄物処理基本計画、収集作業計画、施設の改変等やむを得ない状況で本業務の内容を変更するときは受託者と協議する。

## 2 1 物価変動に伴う委託料の取扱

国内における直近1年間の物価指数の変動率が3パーセント以上となる場合は、必要に応じて翌年度以降の委託料の見直しについて協議を行う。

## 2 2 受託者は、本業務履行において以下の内容を遵守し秘密の保持に努めること。

- (1) 受託者は、生駒市個人情報保護条例を順守すること。
- (2) 受託者は、個人情報保護に関する誓約書を本市に提出すること。

## 2 3 この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書の項目に疑義が生じた場合は、必要に応じて本市と受託者が協議して定める。

(添付資料)

1、ごみ収集業務の変更について

2、収集区域一覧

## ごみ収集業務の変更について

業務	収集する家庭ごみの種類		備考
	令和4年度まで	令和5年度から	
大型ごみ・燃えないごみ収集運搬及び中間処理業務	長さ30cmを超える燃えるごみ(有料)	長さ30cmを超える燃えるごみ(有料)	令和4年度まで市が直接行なっていた大型ごみ・燃えないごみ受け付け業務を本業務に追加。
	不燃ごみ(有料)	不燃ごみ(有料)	
	家電製品(有料)	指定ごみ袋に入らない家電製品(無料)	
	金属類(有料)	指定ごみ袋に入らない金属類(無料)	



## 収集区域一覧

ルートNO.	収集区域
①	北大和、真弓、真弓南 あすか台、上町
②	小明町、新生駒台、生駒台北、生駒台南 桜ヶ丘、辻町
③	門前町、軽井沢町、新旭ヶ丘、緑ヶ丘、西旭ヶ丘
④	有里町、青山台、小平尾町、萩の台、乙田町、東山町 西畑町、鬼取町、小倉寺町、大門町、藤尾町、萩原町
⑤	上町台、白庭台 あすか野南、あすか野北
⑥	光陽台、西松ヶ丘、東松ヶ丘 北新町、谷田町
⑦	鹿畑町、美鹿の台、鹿ノ台東 鹿ノ台西、鹿ノ台北、鹿ノ台南
⑧	東菜畑、さつき台、東生駒、東生駒月見町 西菜畑町、中菜畑、菜畑町
⑨	元町、本町、山崎新町、仲之町、東新町 東旭ヶ丘、山崎町
⑩	壺分町、翠光台、小瀬町、南山手台
⑪	高山町、北田原町、南田原町、ひかりが丘、西白庭台
⑫	俵口町、喜里が丘、松美台